

内閣は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 日本医療研究開発機構審議会（以下「審議会」という。）は、委員十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関する高い識見を有する者）のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選舉する。

2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理すること。

（議事）

第五条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 外国人である委員及び議事に關係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に關係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

2 委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席すること。

2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第六条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第七条 審議会の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

（庶務）

第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に詰つて定める。

この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則
（施行期日）
（令和三年三月三一日政令第一〇九号）抄